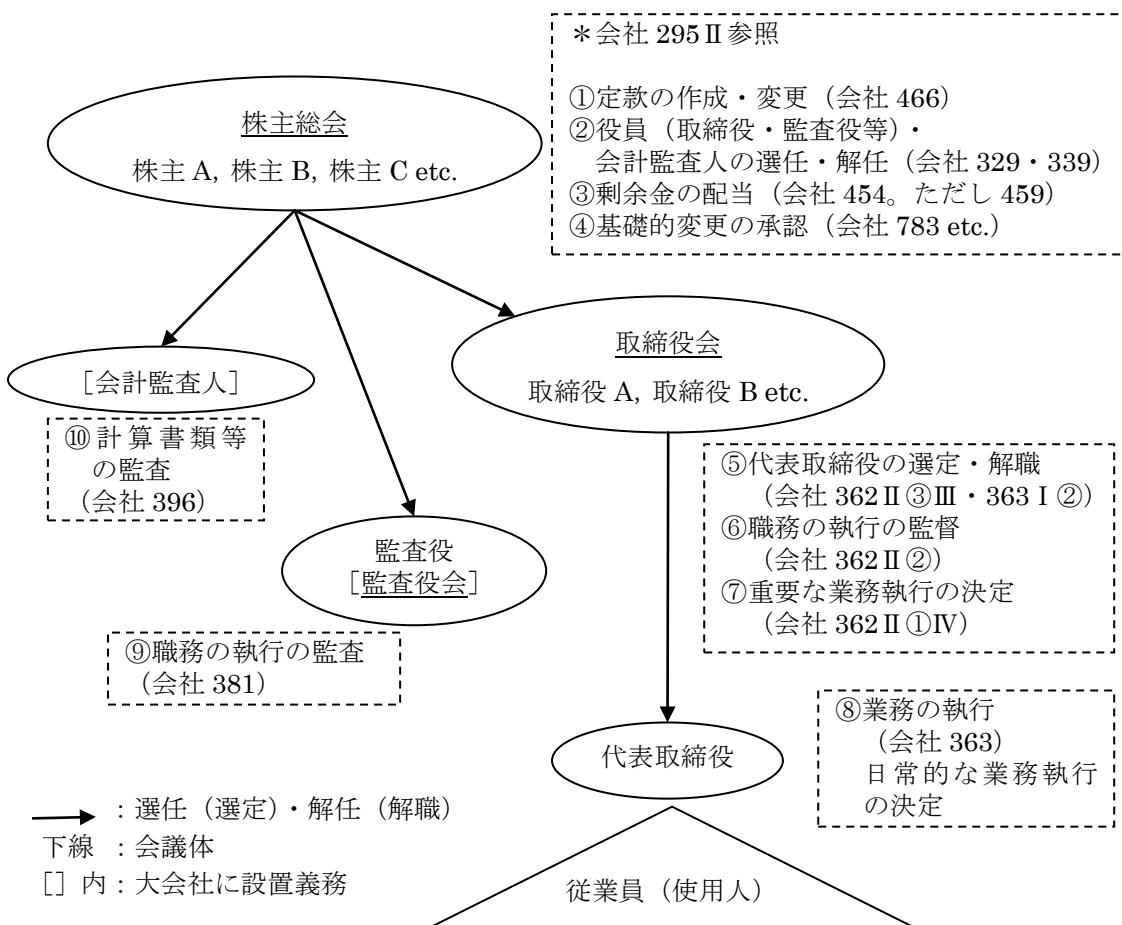


2. コーポレート・ガバナンスと委員会設置会社

2-1. 公開会社の経営機構：理想と現実

2-1-1. 会社法の定め

公開会社の経営機構——複雑な理由



「業務執行の決定」と「業務を執行」〔テキスト 4 章 3 節 3(1)(a)〕

業務執行=企業についての様々な事項の処理

「業務執行の決定」(会社 362 II ①etc.) = 業務執行についての意思決定

「業務を執行」(会社 363 I 柱 etc.) = 意思決定の結果を執行

このうち、対外的に法律行為を行うこと=代表 (会社 349 I etc.)

例: 原材料の購入

どこから何をどれだけいくらで購入するか? を決定=業務執行の決定

実際の購入契約の締結=業務の執行、かつ、代表

大会社 [テキスト 1 章 3 節 2(5)]

大会社 (会社 2⑥) = 資本金 \geq 5 億円 or 負債総額 \geq 200 億円=規模が大きい会社

適法性監査と妥当性監査 [テキスト 4 章 3 節 4(4)(a)]

適法性監査=取締役の職務執行が法令・定款に適合しているかどうかを監査

妥当性監査=取締役の職務執行の妥当性を監査

法人・法人格・機関・権限 [テキスト 4 章 1 節 1]

会社は法人=会社自身が権利義務の主体 (この資格=法人格)

機関=会社のために行行為することができる人またはその集まり

機関が行為できる範囲=権限

2-1-2. 経営機構の実態

(1) 建前では...

① 日常的な業務執行

② 会社の経営の究極的なコントロール

③ 代表取締役の監督

(2) 株主総会の実態

株主総会の現実——その理由

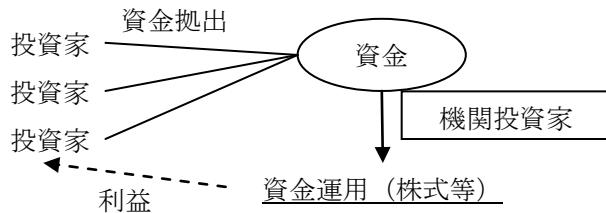
- 合理的無関心

- 株式の持ち合い

→会社側が提出した決議の原案がそのまま可決

法律上の決定権者（会社 298IV）but 実際には…

(3) 株主総会の変化：機関投資家の積極主義（activism）



なぜこういう仕組みがある？

近年の上場会社の株主構成の変化

議決権を積極的に行使する理由

(4)取締役会の実態

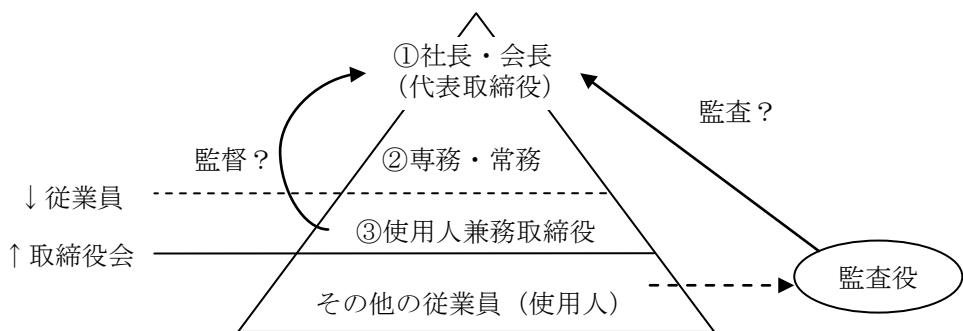
①代表取締役（会社 349IV・363 I ①）

②業務担当取締役（会社 363 I ②）

③使用人兼務取締役

事例 2-a 上場会社の取締役会

ケンイチ君は、今年の人事異動で、晴れて取締役になった。新卒で会社に採用されてから 30 年。同期で入社した Y 君が監査役にされてしまったのは気の毒だが、自分はこれからさらに頑張って、上を目指したいと思っている。今日は初めての取締役会。会議室の向こうの方には、M 社長の顔も見える。M 社長は、ケンイチ君の所属する部署の課長だった頃からケンイチ君のことを高く評価してくれており、今回も、一部の取締役たちの反対を押し切って、ケンイチ君の取締役就任を強く推し進めてくれた人だ。



2-1-3. コーポレート・ガバナンスと自主的な改革

(1) コーポレート・ガバナンス (corporate governance)

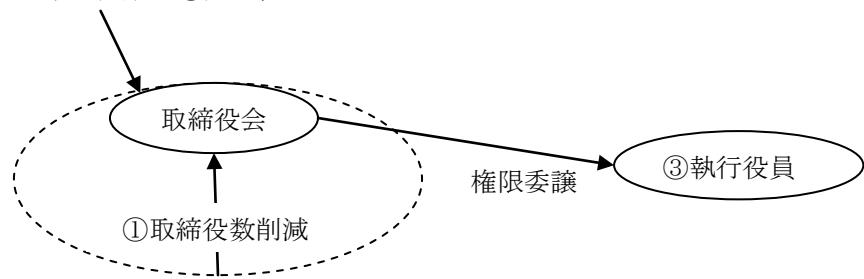
「コーポレート・ガバナンス」は多義的

以上に述べたのとは違う意味でこの言葉が使われる場合

- ・会社の経営機構のあり方そのもの（コーポレート・ガバナンス構造）
- ・「会社は誰のものか（株主？従業員？）」という問題

(2) 自主的な改革

② 社外取締役（会社 2⑮）選任

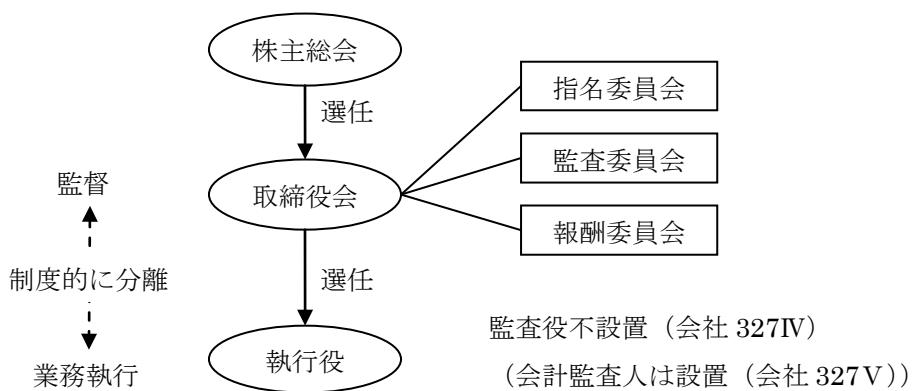


* 法制審議会会社法制部会 (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500005.html>)
: 社外取締役の義務付け、独立性についても議論

2-2. 委員会設置会社

2-2-1. 概要

(1)意義と経営機構の概要



委員会設置会社 (会社 326 II)
→以上の機関構成をセットで取り入れ (会社 2⑫・327 V・402 I)

(2)選択制と制度間競争

定款に定め (会社 326 II) = 選択制

選択制がとられる理由

2-2-2. 取締役・取締役会・執行役

(1)取締役の任期（会社 332Ⅲ） ⇔その他の会社（会社 332 I）

(2)取締役会の権限（会社 416 I）

執行役への委任 but 委任できない事項（会社 416 I ①イ-ホⅡIV）

(3)執行役の権限（会社 418）

取締役による業務の執行（会社 402VI・415・416III）

*執行役員との違い

(4)執行役の選任と解任（会社 402・403）

(5)代表執行役（会社 420）

取締役・執行役の義務・責任

取締役の義務・責任=委員会設置会社以外の会社と同じ

執行役の義務=取締役と同様

- ・注意義務（会社 402Ⅲ→民 644）と忠実義務（会社 419Ⅱ→355）
 - ・競業と利益相反取引（会社 419Ⅱ→356・365Ⅱ）
 - ・監査委員への報告義務（会社 419 I III）
- 執行役の責任=取締役と共に規定、または、同様の規定
- ・任務懈怠責任等（会社 423-430）と株主代表訴訟（会社 847III）
 - ・行為の差止め（会社 407・422）

*かつては委員会設置会社とそれ以外の会社で責任に相違→会社法制定で解消

2-2-3. 委員会

(1)委員の選定・解職（会社 400 II・401）

(2)構成と運営（会社 400 I III・404IV・410-414）[テキスト 4 章 4 節 3(1)]

各委員会の構成

社外取締役（会社 2⑮）[テキスト Column4-23]

[a] 現在{その会社・子会社}の{業務執行取締役・執行役・支配人その他の使用人}ではなく、かつ、

[b] 過去に{その会社・子会社}の{業務執行取締役・執行役・支配人その他の使用人}になったことがない取締役

→親会社の業務執行取締役・執行役・支配人その他の使用人は？

監査委員は、社外取締役でなくとも、[a]の条件を満たす必要（会社 400IV）

業務執行取締役（会社 2⑮括弧）

会社 363 I 各号の取締役=代表取締役・業務担当取締役

+当該株式会社の業務を執行したその他の取締役

（業務担当取締役でない取締役が代表取締役から一部の行為を委任される等）

運営=費用請求権（会社 404IV）のほか、取締役会・監査役会の運営と同様の定め

(3)3つの委員会

(a)指名委員会：権限（会社 404 I）と目的

委員会設置会社以外の会社では？（会社 298 I ②IV）

(b)監査委員会：権限（会社 404 II）と目的

具体的な権限（会社 405-408）

兼任禁止（会社 400IV）

権限行使のあり方——内部統制システム（会社 416 I ①ホ）の重要性

(c)報酬委員会：権限（会社 404III・409）と目的

(4)委員会と取締役会の関係：委員会の決定を取締役会全体で覆すことができるか？